

令和6年4月1日

理事各位

公益社団法人日本ボクシング連盟 監事

理事の職務執行状況確認書提出のお願い

当連盟令和5年度の決算を迎えるに当たり、監査報告書の法定記載事項である各理事の職務執行状況を確認するため、別紙の

「理事の職務執行状況確認書」

の作成をお願い致します。

ご多用中とは存じますが、ご記入の上、**令和6年4月22日（月）必着**で、以下の監事岩井翼までご提出下さいますようお願い致します。

なお、末尾の署名欄は署名のみで足り、押印は不要です。

<提出先>

(郵送の場合)

〒880-0803

宮崎県宮崎市旭1丁目7番12号 エスポワール宮崎県庁通り205号

小城和男法律事務所

弁護士 岩井翼

(FAXの場合)

FAX: 0985-22-1466

(メールの場合)

iwai@newport-law.com

以上

公益社団法人日本ボクシング連盟 監事 御中

「理事の職務執行状況確認書」

- 対象期間：(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
※ただし、各理事の就任期間に限ります。
- 記入方法：各項目の該当する□欄にチェック(✓)マークをお付けください。
- 根拠法令の内容については、添付【参考資料：根拠法令条文】を参照ください。

1. 理事の善管注意義務についての確認

(一般法人法 64 条、民法 644 条)

私は理事としての善管注意義務を履行した

- 確認を留保する(理由：)
- その他 ()

2. 理事の忠実義務についての確認

(一般法人法 83 条)

私は理事として法令、定款、社員総会決議を遵守し、当連盟のために
忠実義務を履行した

- 確認を留保する(理由：)
- その他 ()

3. 理事の任務懈怠についての確認

(一般法人法 111 条 1 項)

私は理事として任務を怠ったことにより、当連盟に損害を生じさせたこと
はない

- 確認を留保する(理由：)
- その他 ()

4. 理事の監事への報告義務についての確認

(一般法人法 85 条)

私は理事の職務の執行において、監事への報告義務に該当するような
事実は発見できなかった。

私は当連盟に著しき損害を及ぼす恐れのある事実を発見したので直ちに監
事へ報告すべき義務を履行した

確認を留保する (理由:)

その他 ()

5. 理事会の決定及び理事の職務執行の監督についての確認

(一般法人法 90 条 2 項)

私は理事として理事会の業務執行の決定及び理事の職務執行の監督について、
適正に職務を遂行した

確認を留保する (理由:)

その他 ()

6. 内部統制システムの構築・運用責任についての確認

(一般法人法 90 条 4 項 5 号)

私は理事として当連盟の内部統制を法令等に基づき構築・運用する責任を有
することを承知している

確認を留保する (理由:)

その他 ()

7. 理事の競業禁止義務についての確認

(一般法人法 84 条 1 項 1 号、92 条、111 条 2 項)

私は当連盟の業務と競合するような取引を自己または第三者のために行わ
なかった

私は当連盟の業務と競合するような取引を自己または第三者のために法定
の経路を経て行った

(競合会社名:)

(競合業務:)

確認を留保する (理由:)

その他 ()

8. 理事と当連盟間の取引、利益相反取引についての確認

(一般法人法 84 条 1 項 2 号・3 号、92 条、111 条 3 項)

私は当連盟との間の取引、また当連盟と利益が相反する取引を自己または第三者のために行わなかった

私は当連盟との間の取引、また当連盟と利益が相反する取引を自己または第三者のために法定の手続を経て行った

確認を留保する（理由： ）

その他（ ）

9. 対象期間中の他社・他団体の役員への就任状況を申告して下さい。

対象期間は令和5年4月1日～令和6年3月31日となります。対象期間中に退任したものについても記載ください。

なお、当連盟の地方組織、専門部、専門委員会を除きます。

社名・団体名	役職

（欄が不足する場合には別紙にご記入ください。）

10. 上記9で申告した職務の過程で、当連盟と利害関係のある取引に関与されましたか。

当連盟との取引には関与していない。

私は当連盟との間の取引について法定の手続を経て行った。

確認を留保する（理由： ）

その他（ ）

11. 不正の行為についての確認

（一般法人法117条、334条、337条）

私は理事の職務の遂行に関して不正の行為をしなかった

確認を留保する（理由： ）

その他（ ）

12. 理事の欠格事由不存在的確認

（一般法人法65条）

私は以下のいずれにも該当しない

- ①一般法人法やその他の規定された法律の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ②前号以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）

その他（ ）

（公益認定法 6 条）

私は以下のいずれにも該当しない

- ①公益認定法やその他の規定された法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法等の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

その他（ ）

13. 反社会的勢力との関係についての確認

私は反社会的勢力との交際は一切ない。

確認を留保する（理由： ）

その他（ ）

（参考）「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- ② 同法第 2 条第 2 号に定める暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ③ 暴力団員を雇用している者
- ④ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ⑤ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

14. 寄附の募集についての確認

(公益認定法 17 条)

私は寄附の募集に関して禁止行為をしなかった

確認を留保する (理由:)

その他 ()

以上 1 から 14 につきすべて相違ありません。

年月日

署名 _____

【参考資料：根拠法令条文】

※条文の主要部分を抜粋し掲載しているものがあります。

一般法人法第64条（一般社団法人と役員等との関係）

一般社団法人と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

民法644条（受任者の注意義務）

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

一般法人法83条（忠実義務）

理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

一般法人法111条1項（役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任）

理事は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

一般法人法85条（理事の報告義務）

理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

一般法人法90条2項（理事会の権限等）

- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。
- 一 理事会設置一般社団法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督

一般法人法90条4項（理事会の権限等）

- 4 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

一般法人法84条（競業及び利益相反取引の制限）

理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。

- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

一般法人法 92 条（競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限）

理事会設置一般社団法人における第八十四条の規定の適用については、同条第一項中「社員総会」とあるのは、「理事会」とする。

- 2 理事会設置一般社団法人においては、第八十四条第一項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

一般法人法 111 条 2 項 3 項（役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任）

- 2 理事が第八十四条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

- 3 第八十四条第一項第二号又は第三号の取引によって一般社団法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

- 一 第八十四条第一項の理事
- 二 一般社団法人が当該取引をすることを決定した理事
- 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

一般法人法 117 条（役員等の第三者に対する損害賠償責任）

役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

- 一 理事 次に掲げる行為

- イ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- ロ 基金（第百三十一条に規定する基金をいう。）を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該一般社団法人の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録
- ハ 虚偽の登記
- ニ 虚偽の公告（第百二十八条第三項に規定する措置を含む。）

一般法人法 334 条（理事等の特別背任罪）

理事が、自己若しくは第三者の利益を図り又は一般社団法人等に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該一般社団法人等に財産上の損害を加

えたときは、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一般法人法 337 条（理事等の贈収賄罪）

理事が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一般法人法 65 条（役員資格等）

次に掲げる者は、役員となることができない。

- 三 この法律若しくは会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

公益認定法 6 条（欠格事由）

前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

- 一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
- ロ この法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号。以下「一般社団・財団法人法」という。）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の

- 還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を經過しない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を經過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を經過しない者（第六号において「暴力団員等」という。）

公益認定法 29 条（公益認定の取消し）

- 1 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。
- 一 第六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

公益認定法 17 条（寄附の募集に関する禁止行為）

- 公益法人の理事若しくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。
- 一 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- 二 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
- 三 寄附をする財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。